

第 237 回珠算能力検定試験実施要綱

- 1 趣 旨

日本商工会議所及び各地商工会議所は、商工業に関する技術・技能の一環として、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 9 条第 9 号に基づき、珠算能力検定試験を統一した基準によって全国的に実施して、受験者の技術・技能を検査測定し、その技術・技能を格付けするのみでなく、更にそれらの一層の資質向上を図るとともに、その技能を公に認め、我が国商工技術・技能の向上発展に寄与しようとするものである。

このような観点から、八幡浜商工会議所は、日本商工会議所と共催して、珠算能力検定試験を行う。
- 2 主 催 者 日本商工会議所・各地商工会議所（八幡浜商工会議所）
- 3 協 賛 日本珠算連盟
- 4 施行日時 令和 8 年 6 月 28 日（日）午前 9 時
- 5 試験場 八幡浜商工会館（八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 25 号）
- 6 受験者資格 学歴、年齢、性別、国籍に制限はない。
中学生以上の方…本人確認を行う。
氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート、社員証、学生証等）持参のこと。
- 7 募集の期間 令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 5 月 28 日（木）
- 8 受験申込先 八幡浜商工会議所
八幡浜商工会議所所定の申込用紙により、受験料を添えて申し込むこととする。
- 9 試験施行開始の時間 午前 9 時から全国一斉に開始する。集合は午前 8 時 45 分まで
※ 8 時 15 分より前に来られますと会館が開いてない場合がございます。
- 10 受験料 1 級 2,800 円 2 級 2,000 円 3 級 1,800 円
(消費税込み) 4～6 級 1,200 円 7～10 級 1,000 円
- 11 試験委員 八幡浜商工会議所の試験委員をおく。
- 12 試験施行方法 珠算能力検定試験施行順序を厳守して公正に行う。

- 13 答案審査 答案審査は八幡浜商工会議所の採点委員を中心とし、「模範（標準）解答」等に従い、厳正公平を期して行う。模範解答については、採点委員限りとし、全級非公開とする。答案審査について、不正の事実が発覚したときは、その合格を取り消す。
- 14 合格点 1～6級は300点満点中、合格点は1～3級240点以上、4～6級210点以上。7～10級は200点満点中、合格点は7～9級120点以上、10級60点以上とする。
- 15 合格者の発表 **令和8年7月3日（金）午前10時**から、八幡浜商工会館1Fロビー及びホームページにおいて受験番号にて発表する。なお、団体で受験された者は所属先に、個人で申込みされた者は自宅に通知するものとする。
***電話での対応はいたしません。**
- 16 表彰 合格者で満点合格した者はこれを表彰する。
- 17 その他 検定試験に関する必要な事項は随時通知する。